

【政策企画部】

件名	「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」の遵守について
申立概要 【受理 25.1.8】	<p>「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」（以下「基本条例」という。）においては、府職員向けに府政運営に際しての心構えを謳っている。本来は、条例の理念等も踏まえ、許可事務も進めるべきであると考えが、実際は条例から切り離された形で、事務が進められているように思う。</p> <p>あらためて、府職員全員に条例の趣旨及び遵守を徹底するよう、改善を要望する。</p>
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「基本条例」は、府政運営の際の基本となる普遍的な理念や原則等を示す「理念条例」として制定されたものであり、府政運営を行う上で必要となる個別の条例、制度や手続の整備、それに基づく事務事業を執行する際には、この条例の基本理念、基本原則等を踏まえていくこととされています。 ○ 今回のご指摘も含め、基本条例の理念等を職員が十分理解し、日々の事務事業に反映されることが重要と認められます。そのため、府職員への周知が重要となることから、条例制定以降、解説資料の配付、職員研修等の機会を通じ、逐次、徹底が図られています。
結果 (意見・要望) 【通知 25.1.28】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管部局（政策企画部）に対して、次のとおり要望しました。 ・ 申立者からの要望を真摯に受け止め、さらに職員の理解を深めるとともに、事務事業への反映を促す取組等をより一層進めること。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府主催の職員研修、「明日の京都」推進委員会幹事会及び企画担当者会議等の機会において、「基本条例」の基本理念、基本原則等について、今回のご指摘も踏まえた説明を実施し、職員の理解の促進を図りました。

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載